

高齢者(老人医療受給者及び70~74歳の方)の医療費の患者負担等が変わりました

健康保険法等が改正され、高齢者の医療費の患者負担等が次のとおり見直されました。

(主な改正点)

- 1 現役並みの所得を有する70歳以上の高齢者の定率負担割合が見直されました。
- 2 70歳以上の高齢者の自己負担限度額が低所得者に配慮しつつ見直されました。

(負担率の見直し)

		平成18年9月まで 【過去】	平成18年10月以降 【現在】	平成20年4月以降 【将来】
75歳以上	現役並み所得者	2割	3割	3割
	現役並み所得者以外	1割	1割	1割
70~74歳	現役並み所得者	2割	3割	3割
	現役並み所得者以外	1割	1割	2割

(注) 現役並み所得者とは、現役世代と同程度の所得(月収28万円以上、課税所得145万円以上)のある方のことです。

(自己負担限度額の見直し)

	平成18年9月まで 【過去】		平成18年10月以降 【現在】		平成20年4月以降 【将来】		
	外来(個人ごと)	世帯ごと	外来(個人ごと)	世帯ごと	外来(個人ごと)	世帯ごと	
75歳以上	現役並み所得者	40,200円	72,300円+1% (40,200円)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
	一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円		15,000円
70~74歳	現役並み所得者	40,200円	72,300円+1% (40,200円)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
	一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円	24,600円	62,100円 (44,400円)
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円		15,000円

- (注) 1 1%とは、一定の限度額をこえた医療費の1%を意味しています。
 2 ()の額は、1年間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合に4回目以降に適用されます。
 3 低所得者Ⅱとは、病院等に受診した月の属する年度の市町村民税非課税(免除)世帯に属している方のことです。
 4 低所得者Ⅰとは、上記3の方のうち、所得が一定基準に満たない(年金収入80万円以下など)方のことです。
 5 上記3、4の適用を受けるには、事前にお住まいの市町村担当窓口での申請が必要です。

法テラスって何?

【相談内容】

最近、新聞などで「法テラス」という言葉をよく見かけますが、法テラスって何ですか。何をするといいですか。教えてください。

【相談処理内容】

「法テラス」というのは、「日本司法支援センター」の愛称です。同センターは、「司法を国民にとって身近に」という理念を実現するために、総合法律支援法に基づき平成18年4月設立されました。「法で社会を明るく照らしたい」「皆さまがくつろげる陽当たりの良いテラスのような場所にしたい。」という思いを込めて名付けられたということです。私たちは、法律を難しいものと考えているせいか、なんとなく法律を敬遠しがちで裁判所も敷居が高いものです。しかし、法的トラブルが発生した場合、それを解決するのは法律であり裁判です。法テラスは、法的紛争の解決に必要な情報やサービスが全国どこでも受けられる社会を目指しています。今回は、法テラスの組織と業務をご紹介します。

法テラスの組織と業務

区分	項目	内容	備考 (電話番号、留意事項など)
組織	本部	<ul style="list-style-type: none"> 名称 日本司法支援センター 場所 東京都千代田区 業務 <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供 ②民事法律扶助 ③司法過疎対策 ④犯罪被害者支援 ⑤国選弁護関連業務 	独立行政法人の枠組みで設立 本部代表電話 050-3383-5333
	地方(全国)	地方事務所 (50か所) 支部 (11か所) 出張所 (6か所) 地域事務所 (10か所)	地方事務所は、47都道府県庁舎所在地と北海道3市(函館市、旭川市、釧路市)に設置(地方裁判所本庁所在地と同じ) ※地域事務所は司法過疎対策で設置
	地方(鹿児島)	日本司法支援センター鹿児島地方事務所(愛称 法テラス鹿児島)(鹿児島市中町「美華園」隣り) 鹿児島地方事務所鹿屋地域事務所(又は「法テラス鹿屋法律事務所」)鹿屋市打馬「打馬」バス停前	法テラス鹿児島 050-3383-5525 法テラスの派遣弁護士1名が常駐 TEL 050-3383-5527
	1. 情報提供	紛争解決のための ①法制度紹介(裁判手続など) ②相談窓口紹介(専門の機関・団体)	本部 0570-078374 平日 9~21時 土曜9~17時 鹿児島 050-3383-5525 月~金 9~16時
	2. 民事法律扶助	①法律相談援助(弁護士・認定司法書士による無料法律相談) ②代理援助(裁判・調停・交渉などで弁護士・認定司法書士の紹介とその費用の立替) ③書類作成援助(裁判所提出書類を作成する弁護士・司法書士の紹介とその立替)	※民事法律扶助の利用要件 ①収入が一定基準以下であること ②滞滞の見込みがないとはいえないこと ③民事法律扶助の趣旨に適合(非報復・宣伝・権利濫用など) ※無料法律相談(資力要件該当者のみ) 毎週 火・金(予約制)
3. 司法過疎対策	法律サービスが不十分な地域において適切な料金で法律サービスを提供	※地域事務所には、法テラスが弁護士などを派遣	
4. 犯罪被害者支援	犯罪被害者やその家族に対し被害の回復のための制度などに関する情報の提供や支援に詳しい弁護士の紹介など	専用ダイヤル(本部) なくことないよ 0570-079714	
5. 国選弁護関連業務	裁判所の要請に応じ、弁護士候補の通知など国選弁護人を確保するなどの業務を行う		

○利用実績(鹿児島地方事務所分)

法テラスは平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始しています。鹿児島地方事務所における平成19年3月までの6ヶ月間の主要業務の利用実績は、次表のとおりです。(単位:件)

主要業務	情報提供		民事法律扶助			犯罪被害者支援
	コールセンター受付	鹿児島地方事務所	法律相談	代理援助	書類作成	
10~3月	1,611	548	670	297	40	4.5
1か月平均	268.5	91.3	111.6	49.5	6.6	7.5

(注)

- ①主要業務のうち「司法過疎対策」・「国選弁護関連業務」は、除外しております。
- ②「情報提供」の「コールセンター受付」は、本部のコールセンターで受け付けた本県内からの相談件数です。
- ③「犯罪被害者支援」は、本部専用ダイヤルと地方事務所の合計です。